

## 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度 Q&A集

### 1. 制度全般について

- 1-1 本制度を創設した経緯や主旨はどういったものか。
- 1-2 具体的にはどの事業者のどのようなサービスを想定しているのか。

### 2. 手続き・認定について

- 2-1 手続き・認定は具体的にどのように進められるのか。
- 2-2 地域や大学等を限定したサービスは対象となるのか。
- 2-3 ベンチャーキャピタルは対象となるのか。
- 2-4 研究開発分野が限定されたサービスは対象となるのか。
- 2-5 一般社団、財団法人等の企業以外が行うサービスは対象となるのか。
- 2-6 研究者への助成金事業など、無償でのサービスは対象となるのか。
- 2-7 一つの事業者で複数のサービスを申請してもいいのか。
- 2-8 複数の事業者で一つのサービスを申請してもいいのか。
- 2-9 認定要件はどのようなものか。
- 2-10 認定に際し、申請内容等が変更されることはあるのか。
- 2-11 有識者会議の委員はどのような人選をしているのか。
- 2-12 有識者会議は公開するのか。
- 2-13 認定サービスを行う事業者に問題があった場合、どのような対応を行うのか。
- 2-14 2-13に記載のある「その他文部科学大臣が認定事業者としてふさわしくないと判断した場合」とはどのような場合か。
- 2-15 様式1はどれくらいの分量を書けばよいのか。
- 2-16 様式1の申請代表者と連絡先は誰の氏名、連絡先を記載すればよいか。
- 2-17 一つの事業者で複数のサービスを申請する際に、様式1の添付資料(事業者の概要、財務諸表等)はそれぞれの申請書に同一のものを添付する必要があるか。
- 2-18 海外法人のサービスは対象となるのか。

### 3. 認定後の取組について

- 3-1 認定後はどのような取組を進めていくのか。
- 3-2 文科省事業との連携について、具体的にはどのようなことをするのか。
- 3-3 認定されることによって事業者の負担になるようなことはないか。

### 1-1 本制度を創設した経緯や主旨はどういったものか。

- ・ 民間事業者(※)が行う研究支援サービスの利活用を、本制度を通じて奨励、促進し、研究コミュニティに対する認知度を高めることにより、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援します。
  - ・ また、認定された事業者と文部科学省は、意見交換やネットワーキング等の機会を設けることとしています。
  - ・ 将来的には、認定された研究支援サービスと文部科学省関連事業との具体的な連携も検討することとしています。
  - ・ なお、本制度は、文部科学省の科学技術改革タスクフォースにおいて、省内若手有志によってその所属にとらわれずに検討されたアイデアに基づいて提案された施策です。
- ※民間事業者とは株式会社、合資会社、合名会社、合同会社、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、認定特定非営利活動法人を指す(以下同じ。)

### 1-2 具体的にはどの事業者のどのようなサービスを想定しているのか。

- ・ 研究支援サービスには、大学、独立行政法人、研究機関やその研究者等の研究環境の向上につながるもの、研究者同士あるいは産学のマッチングを支援するもの、研究資金の獲得を支援するものなど多様なサービスがあると承知しています。
  - ・ 一方で、研究計画の立案や競争的資金の申請書の作成・修正など研究者の創意工夫に基づく研究活動そのものを代行・支援するサービスについては、この制度で想定している研究支援サービスとは異なります。
  - ・ また、公募によって、まだ広く知られていない優れた特徴を有する研究支援サービスの掘り起こしにつながることも期待しています。
- ・令和5年4月1日現在、8件のサービスを認定しています。  
(URL: [https://www.mext.go.jp/content/20220301-mxt\\_chousei01-000006257\\_04.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220301-mxt_chousei01-000006257_04.pdf))

#### 2-1 手続き・認定は具体的にどのように進められるのか。

- ・ 民間事業者から研究支援サービスの公募(1か月程度)を行います。
- ・ 認定にあたっては、申請されたサービスについて、有識者会議における書面審査及びヒアリング審査を実施します。文部科学省が申請書類について書類の不備や事実関係等についての確認を行った上で、有識者会議委員による書面審査を実施し、ヒアリング審査を行うサービスを決定します。その後、有識者会議において事業者からのヒアリングを実施し、認定の可否について意見をとりまとめます。
- ・ 最終的には有識者会議の意見を踏まえて、文部科学省の責任において認定を行います。

#### 2-2 地域や大学等を限定したサービスは対象となるのか。

- ・ 地域や大学等を限定したサービスについては、当該サービスに特に優れた特徴があり、その結果として、我が国全体における科学技術の推進及びイノベーションの創出に貢献するようなものがあれば認定対象となり得ると考えています。このため、申請に際しては、今後、全国においてサービスを実施する計画があることや、他の事業者との連携により、当該サービスを全国的に広げていく計画があることなど、上記を満たすサービスであることを記載してください。

#### 2-3 ベンチャーキャピタルは対象となるのか。

- ・ ベンチャーキャピタルにおける投資事業は、研究環境の改善を目的とするものではなく、加えて、すでに広く一般的な事業となっており、市場も形成されていることから、直ちに対象になるものとは考えていません。
- ・ しかしながら、特に優れた特徴を有し、より良い研究環境の提供、我が国全体における科学技術の推進やイノベーションの創出に広く貢献するようなサービスであれば、認定対象となり得ると考えています。

#### 2-4 研究開発分野が限定されたサービスは対象となるのか。

分野限定的なサービスについては、当該サービスが、当該分野において高い評価を受けており、信頼性の高いサービスを継続して提供できる体制があること、また、特に優れた特徴があり、その結果として、我が国全体における科学技術の推進及びイノベーションの創出に貢献するようなものがあれば認定対象となり得ると考えています。このため、申請に際しては、他の分野でも応用可能なスキームであること(もし、他の分野の事業者との連携を進めていく計画がある場合には当該計画)について記載してください。

#### 2-5 一般社団、財団法人等の企業以外が行うサービスは対象となるのか。

- ・ 一般社団、財団法人等の民間事業者が実施しているサービスについても、実施要綱に示す認定要件を満たすサービスについては対象となり得ると考えています。

2-6 研究者への助成金事業など、無償でのサービスは対象となるのか。

- ・ 本制度は日本国内に法人格を有する民間事業者が有償で行っている研究支援サービスを想定しているため、無償のサービスは対象になるとは考えていません。

2-7 一つの事業者で複数のサービスを申請してもいいのか。

- ・ 認定対象が研究支援サービス自体であるため、申請サービス数について、申請上の制限はありません。

2-8 複数の事業者で一つのサービスを申請してもいいのか。

- ・ 認定対象が研究支援サービス自体であるため、申請上の制限はありません。
- ・ 具体的な応募内容を踏まえて判断してまいります。

2-9 認定要件はどのようなものか。

- ・ 以下の認定要件に照らして審査してまいります。
  - ① 当該サービスが、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出に貢献するものか。
  - ② 当該サービスが、優れた特徴を有しているか。
  - ③ 当該サービスを行う事業者が、大学、独立行政法人、研究機関やその研究者等と良好な関係(ネットワーク)を構築できるものであるか。
  - ④ 当該サービスを行う事業者が、十分な管理運営体制及び財務基盤を確保しているか。
  - ⑤ 当該サービスが、①に掲げる要件を満たすことに寄与する事業実績を有しているか。

2-10 認定に際し、申請内容等が変更されることはあるのか。

- ・ 本制度では、認定に際し、必要な条件を付すことができるとしております。
- ・ 必要があるときは、当該申請者と十分な協議の上、申請に係る事項に修正を加えて認定することがあります。

2-11 有識者会議の委員はどのような人選をしているのか。

- ・ 人員構成としては、本制度全般や具体的な申請案件について幅広く議論できるよう、産業界、学术界、法律・会計の専門家等から人選をしています。

2-12 有識者会議は公開するのか。

- ・ 議事については、申請された個別案件を取り扱うため、非公開としています。

2-13 認定サービスを行う事業者の問題があった場合、どのような対応を行うのか。

- ・ 本制度の適切な実施に当たって必要があると認める場合、当該研究支援サービスを行う事業者に対して報告を求めることとしています。

- ・ その上で、
    - － 認定要件を満たさなくなった場合
    - － 申請に際し虚偽の申請が行われた場合
    - － その他文部科学大臣が認定事業者としてふさわしくないと判断した場合
- 等において、文部科学省は認定を取り消すことができることとしています。

2-14 2-13に記載のある「その他文部科学大臣が認定事業者としてふさわしくないと判断した場合」とはどのような場合か。

- ・ 例えば、
    - ① 事業者における犯罪行為が発覚するなど、社会通念に照らして認定事業者としてふさわしくないと考えられる場合、
    - ② 事業者が提供するサービスにおいて個別の技術の特性や技術成熟度等に応じた適切な技術流出対策が取られていないなど、経済安全保障上の問題がある場合など、文部科学省の政策として認定することが適切でないと考えられる場合、
- などが考えられ、有識者会議からの意見を踏まえ、個別具体的に判断いたします。

2-15 様式1はどれくらいの分量を書けばよいのか。また、どのような点に留意して記載をすればよいのか。

- ・ 申請の際に過度な負担とならないように簡潔な様式にしていますが、認定要件を踏まえた申請となるよう、適宜枠を広げて適切な分量で記載いただきたいと思います。
- ・ なお、記載にあたっては、以下の事項を盛り込むように留意してください。
  - 料金体系(アカデミックディスカウントなどがあればそれも記載)
  - 当該サービスのビジネスモデル(資金の流れ等)
  - 大学や国立研究開発法人の利用実績(利用大学数やサービスの利用による成果事例等)
  - 同種のサービスがある場合、当該サービスについて具体的に記載したうえで、それと比した際の優れた特徴
  - 地域限定、大学限定のサービスであれば、今後、全国においてサービスを実施する計画があることや、他の事業者との連携により、当該サービスを全国的に広げていく計画があることなどを記載。
  - 分野限定のサービスであれば、今後、他の分野でも応用可能なスキームであること(もし、他の分野の事業者との連携を進めていく計画がある場合には当該計画)について記載。

2-16 様式1の申請代表者と連絡先は誰の氏名、連絡先を記載すればよいか。

- ・ 申請代表者には、事業者の代表者名を、連絡先には、申請後の連絡が可能な担当者の連絡先を記載ください。

2-17 一つの事業者で複数のサービスを申請する際に、様式 1 の添付資料(事業者の概要、財務諸表等)はそれぞれの申請書に同一のものを添付する必要があるか。

- ・一つの事業者で複数のサービスを申請する際には、添付資料が同一であれば、まとめて 1 部の提出で構いません。

2-18 海外法人のサービスは対象となるのか。

- ・認定対象は、日本国内に法人格を有する民間事業者が行うサービスのみとします。
- ・海外法人のサービスについては、必ずしも多くの研究者が利活用できないものもあり、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出への貢献が限定的であることから、対象とは考えておりません。

### 3-1 認定後はどのような取組を進めていくのか。

- ・ まずは認定された研究支援サービスの利活用を、本制度を通じて奨励、促進し、研究コミュニティに対する認知度を高めていくこととしています。
- ・ 研究支援サービスを認定された事業者と文部科学省との間で、意見交換やネットワーキング等の場を設けることとしており、さらにシンポジウム共催などによって研究支援ビジネスや研究現場の活性化を後押ししていくこととしています。
- ・ 将来的には、認定された研究支援サービスと文科省関連事業とのシナジー効果が得られるよう、具体的な連携も検討してまいります。

### 3-2 文科省事業との連携について、具体的にはどのようなことをするのか。

- ・ 文部科学省は、科学技術イノベーションに関して、人材、資金、環境等において様々な政策・施策を展開しています。
- ・ 将来的には、認定された研究支援サービスと文部科学省関連事業とのシナジー効果が得られるよう、具体的な連携も省内調整を図りつつ検討したいと考えています。

### 3-3 認定されることによって事業者の負担になるようなことはないか。

- ・ 研究支援サービスを認定された事業者は、当該研究支援サービスに関する毎年度の事業実績を文部科学省に報告するものとしています。
- ・ また、上記の報告に加え、3年に1度、点検結果報告書を文部科学省に提出するものとしています。
- ・ しかしながら、本制度は、民間事業者の研究支援サービスの利活用を後押しすることが第一の目的であるため、事業実績の提出については簡易的なものとし、また、認定後のネットワーキング等についても事業者の負担にならないよう配慮してまいります。